

心身障害者（児）医療費助成制度について

障害者（児）が病気などで治療を受けた場合、保険診療の自己負担分医療費の助成を受けられます。

【対象者・助成方法・自己負担について】

障害の 程度	障害の等級		助成方法	自己負担
重度	身体障害者 手帳	1級 2級	受給資格登録 申請をした後、市 から交付される 重度心身障害者 （児）医療費助成 受給券 を医療機 関窓口提示する ことで助成が 受けられます。	<u>住民税所得割課税世帯</u> 〔通院1回・・・300円 入院1日・・・300円 調剤・・・自己負担なし〕
	療育手帳	④ ④の1 ④の2 Aの1 Aの2		<u>住民税所得割非課税世帯</u> 〔通院、入院、調剤 ・・・自己負担なし〕
	精神障害者 保健福祉手帳	1級		
中度	身体障害者 手帳	3級	心身障害者医療費支 給申請書に領収書を 添付して市社会福祉 課に申請することで 助成が受けられま す。	通院1回・・・800円 入院1日・・・800円 調剤・・・800円
	療育手帳	Bの1		

※ 入院時の食事代は助成の対象外です。

※ 加入の健康保険から高額療養費、付加金が支給される場合は、それらを差し引いた額を支給します。

※ 診療月の翌月から申請の受付をします。毎月末日までに受付した申請書は、翌々月末日に支給。（都合により変更となる場合があります）

【次のいずれかに該当する方は、医療費助成の対象外です。】

上記の表の障害の等級に当てはまる場合でも、以下の3点のいずれかに該当する場合は、医療費助成は受けられません。

- ① 65歳以上で新たに手帳の交付を受けた方
- ② 【重度】医療保険同一世帯の住民税所得割の合計額が235,000円以上ある方で、高額治療継続者（※）ではない方
- ③ 【中度】医療保険同一世帯の住民税が課税の方
- ④ 生活保護の医療扶助を受給中の方

※高額治療継続者：更生医療、腎臓機能、小腸機能、免疫機能障害の方や、
医療保険の高額療養費の多数該当の方